

話者	発言内容
事務局	<p>1 開会</p> <p>それでは、令和5年度第1回北本市環境審議会を開会いたします。</p> <p>初めに、高橋委員、奥野委員、加藤委員、成尾委員、須田委員より、欠席の連絡がありましたことをご報告します。</p> <p>次に、資料の確認をお願いいたします。</p> <p>(資料確認)</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
事務局 各委員	<p>2 各委員あいさつ</p> <p>続きまして、新任期での初回の審議会になりますので、委員の皆さまに簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。名簿順によろしくをお願いいたします。</p> <p>(委員自己紹介)</p>
事務局 赤塚課長 (事務局)	<p>3 会長、副会長の選出</p> <p>次に、会長、副会長の選出を行いたいのですが、選出に際して赤塚課長に仮議長をつとめていただき、議事の進行をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>まず、会長及び副会長ですが、北本市環境審議会条例第5条第1項でこの審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めとなっております。どなたか、会長及び副会長をやっていただける方、又は推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(委員により会長・副会長推薦)</p>
赤塚課長 (事務局)	<p>ただいま、会長に堂本委員、副会長に白川委員との推薦がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>(委員了承)</p>
赤塚課長 (事務局)	<p>それでは、会長が決まりましたので、事務局に進行を戻します。</p>
事務局	<p>(正副会長あいさつ)</p> <p>それでは、議事に入りますが、北本市環境審議会条例第6条第1項により会長が会議の議長となるとなっておりますので、堂本会長に議事進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>北本市環境審議会の委員は14名となっております。本日の参加委員の人数は、9名で、過半数に達しておりますので、北本市環境審議会条例第6条第2項により、会議が成立することを報告します。</p> <p>市の附属機関につきましては、北本市附属機関等の会議の公開に関する規則により、会議の公開を会議に諮って決定することとなっております。なお、この会議での審議については、非公開事項を審議するものではないので、原則公開となると考えます。</p> <p>各委員の皆さん、公開でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異論なし)</p>
会長	<p>では、会議を公開とし、議事に入ります。</p>
会長	<p>4 議事</p> <p>議事(1) 令和5年度版環境政策に関する年次報告書(素案)についての説明を、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>【資料に基づき年次報告書の概要を説明】</p>
会長	<p>それでは、議事(1)について意見や質問を求めます。</p>

佐々木委員 5ページ上段の、雑木林の維持・管理事業の箇所、「落ち葉かきと腐敗土作り」とありますが、腐葉土の誤りではないでしょうか。それから4ページに、「北本中央緑地において、平成18年度から指定管理者制度を導入し、NPO法人「北本雑木林の会」に管理を委託している」と記載がありますが、今年度も引き続き、雑木林の会が受託しているのですか。

白川委員 市民緑地の方は、別のところが請け負っていますが、中央緑地は、北本雑木林の会が受託しています。

佐々木委員 指定管理者制度の趣旨というのは、どのように維持管理していけば、雑木林の保全保護に繋がるのか熟知して団体で請け負うというものだと思います。役所の経費を充当するだけ、効率性重視でそれが達成できるのかという疑問がありますが、その辺りはどうなのでしょう。一貫性がなければ、環境保全条例の趣旨に合致しないのではとも考えてしまいます。

また、6ページ下の方で、①生物多様性保全行動指針の作成と推進とありますが、議論をもっと深めて、着手年度の明記をすると、さらに厚みが出るに思います。

それから、13ページにも少し関連しますが、15ページ上段の特定化学物質に係る調査（PRTR法）について、近頃新聞等で、米軍基地の泡消火剤や、車の部品に結構使われていることが話題になっています。北本市内の自動車部品製造業については、市役所の工業統計を見れば、恐らくおわかりになると思います。

埼玉県内だと、荒川水系の不老川で特定化学物質の基準値を少し超える数字が出ています。北本の飲み水に用いられる河川は利根川なので直接の関わりではないですが、特定化学物質というのはとても多くの種類がありますので、その辺りのことを意識して、ここに記述があるのかを伺いたいです。

次に、17ページの、一般廃棄物の回収について、参考としてゴミ排出量の推移があります。資源化物の推移が平成21年度3,412tで、令和4年度が2,818tとなっていて、マイナス594t。約17%減ですよね。資源化物は、自治会が協力し、分別して出して、資源回収奨励金の原資になるかと思っています。

最近ではスーパーにも、回収ボックスが設置されています。スーパーごとに取扱量を公表するかは疑問ですが、資源化物減少の実態把握や分析評価を、環境課はどのようにお考えになっているのでしょうか。ゴミの減少は良いことですが、資源回収の分別を自治会が頑張っているのは、奨励金の後押しも要因なので、市民が関わる視点においては、原資が減少していくことは、これからの課題とっております。

それから、19ページの②廃棄物の広域処理の推進のゴミ処理広域化事業で、「埼玉中部環境保全組合において新たなゴミ処理施設建設の事業を始めた」とありますが、これについて概要が公表できるのであれば、お聞きしたいと思います。また、20ページの②再生可能エネルギー事業の推進で、市の庁舎にも太陽光発電が普及していますが、平成26年度からの発電量の一覧を入れて、可視化した表があると、また理解の仕方も違うように思います。屋上に設置してあるパネルの設置角度がわかれば、そちらも併せて教えていただきたいです。

それから、30ページの、第1部 第4次北本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の第2章達成状況「温室効果ガスを直接抑制する取り組み」の全公共施設における温室効果ガスの排出量合計が平成28年度が3,741t-CO2とあります。県の環境科学国際センターのデータによると、平成28年度（2016年度）の北本市は40市中の37位でした。排出量が少ない37番目ですから、逆からすれば4番目に排出量が少ないということになります。こういった最近のデータをもっと取り上げて、随時紹介すると面白いのではないかと思います。環境は地味と捉えられがちですが、市は推進母体ですから、取り組みの結果として県内4番目というのは自信を持った方が良いでしょうに思いました。

会長 4ページの②雑木林の保全と維持管理について、私の方からも申し上げます。計画政策課が『10年後を見据えた北本中央緑地伐採植樹計画』の改訂を実施したとありますが、こういったことも含めて、指定管理者の方々と市がどういう方向で雑木林を管理するか、あるいは維持するかを決定していくものだと思いますので、こういう話は環境審議会に1度振っていただきたいです。北本市にとって中央緑地は、生物多様性上も大変重要なところですから。雑木林の管理を長年取り組んでいるところですから、環境審議会が把握していないところで改定されるというのは如何なものかと、担当課の方にはお伝えいただければと思います。

副会長 『10年後を見据えた北本中央緑地伐採植樹計画』については、私のほうから回答します。私は昨年、雑木林の会の会長となったのですが、昨年度計画が更新される前に、一緒に担当課の方と中央緑地を見て回りまして、木の名前などを全て地図に落としこみました。担当課は、高崎線沿線側約10mと、民地に接した5・6mの付近については全て伐採し、低木などで4mに抑えてほしいとお話でした。見て回っていると、60～70年間一度も更新されていない樹木ばかりです。樹液が出た樹木は、数年後には枯れてくるのですが、上記の土地はほとんどが樹液の出ている樹木でした。カブトムシにとっては良いのですが、ハチや、カシノナガキクイムシなどの木喰い虫の発生も多いです。また、温暖化の影響か、去年から今年にかけて、樹木の痛みが特に激しいので、市としては、倒木による事故を一番恐れているのだと思います。一度には無理にしても、指定管理の中で少しずつ伐採を進めていくことになるかと思えます。また、北西地区の方は市が植林した部分なので、市が直接伐採していくということで、雑木林の会は関知しておらず、管理だけしています。計画を改定するというので、去年7回に分けて、全て見て回った事実があるということは、お伝えしたいです。

また、それまでは市の意向で、地上の8mぐらいから上部分を伐採しておりましたが、そのやり方では木が切られたところから枯れてしまうということも多くありました。見た目もあまりよろしくないの、指定管理者としては、できるものは下から切って更新もしくは植林を考えています。ただ植林についても、市の方では予算の余裕がないので、民間から助成金を申請して行う予定です。

それから、雑木林の会が指定管理者となっている意義について、私達はなるべく生態系や雑木林を保っていきたいと思っていますが、どうしても他の公園と一緒に評価方法をとられてしまいます。民間の人たちはその辺りも踏まえてくれますが、市は見た目が綺麗であれば満足してしまうので、私達が苦勞して残したい植物を管理していても、その手間暇に対する評価はないです。指定管理者としては、そのジレンマを常に感じています。

会長 前回の審議会と触れましたが、指定管理者に依頼している発注課の仕様書が、その辺りを明記できていないのではないかと思いますので、そこは担当課へ伝えた方がいいですね。普通の公園と同じ評価であっちゃいけないはずだと思いますので、きっちりやっていただきたいです。

副会長 6ページの下部に②多様な生物が生育・生息する環境・生態系の保全と再生「保護地区・保護樹木等の指定」と記載があります。保護地区というのは、市は指定するだけで、管理は地主さんなんですね。市の保護地区は、カタクリと、南小学校付近の雑木林の2ヶ所保護地区になっていて、この雑木林は市街化区域の中にある唯一の保護地区です。ここに関して言えば、5年前に一部保護地区解除の申請が出ていたことを市のほうから雑木林の会へ共有されずに、結果として一部の土地が売られてしまうことがありました。保護地区ではなく、残りの部分を市民緑地にしても良いかと交渉していただければいいのですが、地主さんのご都合で、もうそれもやらないという回答でした。数年後には保護地区がなくなる危機というのが、私達の切羽詰まった問題点です。保護地区解除を市民のみならず、私達でさえ知らないことが、本当に情けなく思います。市街地の中に残る雑木林は、北本の特色の一つだと思います。住宅の近くにある、それも50年近く守られたその場所が、市民の知らないところでなくなってしまう。これでいいのかと思いました。

古谷委員 副会長が仰ったことは、まさにそうだと思っていて、保護地区や保存樹木の制度があって、その支援をしているといっても、所有者にとって、現状で守ることに協力するメリットとしては、足りないという状況になってきていると思います。保存樹木や市民緑地は、令和3年から変動なしと年次報告書にも記載がありますが、もっと長期的に過去を振り返ると、保存樹木は何十本も減ってきていますし、それらに対する支援金額も非常に少ないです。他の自治体では、樹木医の診断費用や、高木の枝おろしの剪定費用の補助等、保存樹木や保存樹木の所有者をサポートするような仕組みがリニューアルされています。今までの仕組みの中でどうだったか検証しつつ、今の北本にあった仕組みに変えていくことも必要だと思いました。今のままでは、検証が足りないのではないのでしょうか。

会長 率直に申し上げて、北本の雑木林を守ろうという気概が、都市計画政策課には感じられません。

副会長 ただ保護地区と位置づければよいと思われるのではないのでしょうか。市民緑地も4ヶ所ありますが、これも代わりすると同時に、ほとんど無くなるのが明らかな状態ですので、そこに対する市を挙げてのPRや、地主さんに対する補助等は必要だろうと思います。北本の魅力というのであれば、縦割りではなく、横の繋がりをもつべきだと感じますし、商工会などのまちづくりをしていく方との繋がりをもつべきだと思います。

金子委員

雑木林の問題は、ほとんどが民地であるということだと思いますが、そもそも保護地区の方針について、市は介入できないという考え方に固まっていることにも要因があるように思います。そうではなく、北本市全体として雑木林を残していきたいという方針がでないことにはどうにもならないと思います。権利者は自分の土地ですから、必要があれば手放してお金に変えていくということは、現実あるわけなので、少しでも未来の話になるように伸ばしていく補助の制度をつくる、あるいは見直す必要があると私も思います。過去には雑木林が多くありましたが、次々と宅地開発されてきてしまっていて、もうこれ以上減っていくと、本当に雑木林のまちと言えなくなってしまう。これは環境課や都市計画政策課だけの問題ではないと思うんですね。本当は手放したくないけれど、代わりによる相続で手放さざるをえないという事実があるので、プロジェクトのようなものを構成して、市全体の政策としての方針を、一度どこかで話し合わないといけないと思います。ぜひ審議会として、提案していただきたいです。

事務局

環境課に関わるとご質問もいただいているんですが、一度引き取らせていただいて、所管部署にも確認を取ったうえで、委員の皆様にご回答をするということでもよろしいでしょうか。

会長

はい、よろしく願いいたします。

春永委員

報告書が令和4年度実績ということですが、昨年度この審議会で話し合ったことが反映されていない箇所が見受けられます、これは以前会長からも時間的なギャップが問題だと指摘がありました。例えば、7ページの学校ビオトープ整備事業の話については、令和3年度に本審議会で議題にあがりましたが、「学校での働き方改革などの現状からこれ以上事業を行うことは難しい」と回答を得られておまして、この時点で事務局から、「この整備事業というものが違うかたちで検討できればと考えている」と、このままではまずいので、可能性を検討する要望が出されたはずですが。さらに、昨年度の審議会でも、「事業として現実的でなくなったのであれば、その原因と理由を明確にして適切な対応を図るべきだ」ということが出されてたにもかかわらず、今回の報告書を見ますと、実績なしという全く同じ内容になっています。これは時間的なギャップがあるから、仕方がないことなのでしょう。前回の意見が、全く無駄になってしまっているように感じますので、ご事情等あれば説明いただければと思います。

また、学校教育関係で22ページにある「教職員のEM菌を活用した環境研修事業」これも昨年も意見が出されていましたが、教員研修というのは指導方法の方向性を学校教育課できちんと見ていくべきだという要望もあったと思います。ましてや去年の話の中では、EM菌そのものについての善し悪しについても触れていたかと思いますが。教職員の環境研修事業の中で、相変わらず全く同じ文章がここに載っていることは、学校教育課の方の問題なのかもしれないんですけども、これについてはどう判断して良いのでしょうか。

会長

おっしゃる通りだと思います。この審議会の開催も、次年度に向けての予算要求に間に合わせるように開催しておりますが、環境課さんから伝えたことや、審議会の思いというのが、これを見ると少なくとも伝わってないと感じます。先ほどEM菌の話が出ましたけれども、こちらに関しては具体的に学校教育課と環境課で一旦見解を統一したうえで、審議会で説明していただきたいです。それから、学校ビオトープの整備事業についても、先生方が大変忙しいというのは重々皆さん共通認識していると思います。子供たちに学校ビオトープで本来得られる効果をもたらす仕組みを、周りの応援団も含めてどのように作っていけばよいかを検討した方がいいのではないかと、前回話したところなんです。それについて、学校教育課さんはどう考えているのかというのが、この書きぶりだと分からないので、事務局の方で再度アプローチしていただいて、どのようなやりとり、あるいは回答があったかというのは、審議会の委員の皆さんに共有していただければと思います。市の正式な会議ですので、そこは各担当部局の方々には、重く受けとめていただきたいです。

事務局

7ページの学校ビオトープ整備事業については、春永委員のおっしゃる通りで、現実的には学校ビオトープ整備事業を続けていくことは、教育現場ではなかなか難しいと聞いております。ですので、事業の実施の可否については、学校教育課に確認してみなければわからないのですが、ビオトープ整備事業ができない理由と、ビオトープに代わるような代替事業を来年度に向けては投げかけていくのはいかがでしょうか。

会長

事務局がおっしゃるような投げかけでもよいと思います。私自身仕事で学校ビオトープの普及啓発を行っていて感じるのは学校ビオトープ事業がうまく展開できるのは、周りの応援団があるかどうかなんです。学校だけではやっぱり限界があるんですね。各学校に、そういう受け皿があるか。あるいは、受け皿がないのであれば、そういう応援団を作る仕掛けを作っていくことが必要だと思います。そういうことを学校教育課と意見交換できれば、それが第一歩になるというように思います。子供たちの環境教育は、環境学習の一番ベースのところです。石戸小学校などは、トラスト8号地で環境学習事業をやっていますし、埼玉県自然学習センターがある中で、先生方がどう周りに助けを求めるかということがあるかと思いますので、ざっくばらんに学校教育課とやり取りができればと思います。

事務局

まずは今いただいたご意見を付して、学校単体だけでは難しいのであれば、それ以外の方法を模索していただくよう学校教育課に投げかけたいと思います。

春永委員

現実的にビオトープ事業が無理であれば、その具体的な理由を報告書に載せていただきたいです。

中田委員

ビオトープ事業について、現在私は中丸小学校の学校応援団の活動をしています。学校の中で環境整備と考えてみますと、当然先生方ができるはずがない状態なんです。先生方の負担を考えれば、広い校庭の草刈りなど、とてもできることではない。そこをまず認識することが大事だと思います。ビオトープそのものが大切ならば、学校のことだからと先生に任せきりにするのではなく、皆さんの地域の方々が応援を頼むであったり、ある程度お金をかけて業者を入れるなり必要だろうと思います。やはり手間暇かかるものは、プライオリティをちゃんとつけて、業者を入れるにしても、全ての事業をさせるのではなく、プロセスやアイデア面は業者の計画案を使用して、実働は地域の方を入れるといったことが必要だと思います。ですから、ただ一律にできないの議論ではないというのが、私の考えです。

古谷委員

この毎年審議会では前年度の年次報告書を、細かく話し合っているのですが、今年度も既に環境の事業が動いていて、ちょうど今ぐらいから来年度予算要求の時期になっていくので、私達としては、何とか環境にプラスになるような予算要求をして、それを通してもらいたいというのが常にあります。北本のホームページを見ると来年度の予算編成方針というのがもう出ていて、令和5年度は、持続可能性を重視すると掲げられてるわけなんです。ただ内容をよく見ると、どうも持続可能性の捉え方がずれているという気がします。なぜかという、予算がどんどん少なくなっていってしまう中で、何とかやりくりしないといけないという全体的な雰囲気なんです。本来持続可能性というのは、経済と社会と環境の調和ですが、北本市の予算編成の方針を見ると、経済と社会だけで環境の視点が残念ながら一切文言として入っていません。予算が限られていく中でも、現代社会で組織が持続していくためには、環境の視点っていうのは絶対に必要です。言葉としては持続可能性という言葉が出ているので、それを折り込み済みであれば良いのですが、持続可能性を掲げているのであれば、きちんと環境の予算もつけなければいけないと思いますので、方針には書かれてないですけれども、ぜひ環境の視点を盛り込んで、予算要求してもらいたいと強く思いました。

桑野委員

先ほどの説明からしますと、各部署、各担当課で作ったものを合わせてここで出しているということは十分わかるような書類と現状思います。まず、文言というかですねつまらない話なんでしょうけど、第1章総説の「第1節北本市の概要」のところで位置・交通という説明がありますが、読んでいきますと、「東京都心から約45 km圏、東西5.8 km、南北5.3 km、面積19.82 km²」と略語にスペースがあり、正しい単位表記ではありませんので、直すべきだと思います。年次報告書はインターネットでも閲覧できる書類として発信しておりますので、単位についても正確に示すべきです。それから、6ページの中段にある文化財保護課の決算についても、括弧書きなどの表記が異なり、統一性がないので、修正いただきたいです。

それから、12ページ上の方にアダプトプログラム制度の実施に関わる「ぴかぴか北本おまかせプログラム」(アダプトプログラム)の登録団体者数は28団体となっていて、令和5年3月31日現在記載されています。しかし、これの実績の書かれてる21ページでは、令和4年度は27団体とあり、どちらかが誤りだろうと思います。また、21ページ真ん中の、「3-1環境にやさしい生活・事業活動の普及・促進」の②がなくていきなり③となっています。高橋様から来てる意見でも、令和4年度の支援団体数が団体としか書かれていないとありますし、各部署で部署でこの報告書を出すにあたって、これでは本当に一生懸命作ったのかと思ってしまうので、もう少し確認したうえで各課やっていただかないとまずいのかなと思います。折角お金をかけて作るものですから、他の市に負けない広報で2年連続1位である北本市がこれでは、少々恥ずかしいと思います。

それから、21ページのきたもと環境の環(わ)プロジェクト参考指標において、令和7年になるとなぜ団体数が25に減ってしまうのか説明を記載いただきたいです。

佐々木委員
事務局

私も何点か修正いただきたい文言があります。

ご指摘の通りと思います。これは素案になりまして、もう一度校正を行う予定ですので、誤字脱字について、追加でお気づきの点があれば、本審議会後に教えていただけますと幸いです。

中田委員

本審議会です話す内容や、北本市全体の環境政策を聞いたときに思うのですが、北本市の魅力である雑木林などについて、市民の認知度はどうなのでしょう。北本市は、内閣総理大臣賞を広報でとるほどですので、アピール上手な北本市として、外に向けてのアピールだけではなく、子供たちも含めた市内の人々に、認知してもらう必要があると思います。まず6ページの埋蔵文化財調査整理事業の決算額に、印刷製本費とありますけれども、こういった図書は全てPDF化して、北本市のホームページで見られるように、できるだけ誰でもいつでもどこでも見られるということを達成していただければというふうに思いました。

次に、15ページ一番下段の表のところなんです、自動車騒音の一般国道17号の夜間数値が73dBとあり、要請限度の基準が70dBなので、超過していて、この路線はずっと基準値を超えているらしいんです。これは北本市の努力で改善するものだとすれば、数値が越え続けているのは、近くの人たちに対して我慢しなさい、我慢して当たり前だと言ってるようにしか聞こえないです。この辺りを北本市としてはどう働きかけて、どう減らせるようにするのか。あるいは、どうしようもないのか、その辺りをお伺いしたいです。

次に16ページですね、16ページごみ減量・4Rもったいないプロジェクト参考指標の市民一人1日あたりのごみ排出量が、令和2~3年が多いです。これは恐らくコロナ禍による在宅勤務の増加等があって増えてしまったと思うんですが、その辺りの分をすることが必要だと思います。市民一人1日あたりの家庭ごみ排出量(資源除く)令和7年度の目標数値が470gですが、ただ決めた数字だからということだけではなく、達成の見通しがあるのかを見ておくべきではないでしょうか。新型コロナの件はどうにもならなかったことではありますが、背景を踏まえた上で、その数字のレビューをしないと、達成目標にするには少し難しいかなと感じました。

それから、20ページの道路照明灯のLED化整備事業の件について、電気料金の減額効果は年次報告書に載っているんですが、どのくらいCO2の削減ができたのかについても記載が必要だと思います。LED普及以前の水銀灯だった時代から、大きく下がってきていますので、その辺りの違いを追っていただくと分かりやすいように思います。同じく20ページ最後の、北本駅に自転車利用環境の整備ということで、シェアサイクルの実証実験をしていると書いてあるんですが、これは市民にどの程度知られているのでしょうか。私は恥ずかしながら知らなかったのですが、やはり知られていないと使わないので、できるだけアピールしてどんどん使ってもらいたいと思います。あるいは、市民の方々だけでなく、他市から来た人に、駅前から少しの距離を移動するために使ってもらうことを含めて、アピールがあると良いと思いました。

22ページのEM菌については先ほど話にあがりましたが、私もこれには少し疑問を持っています。市内の小学校ではプールの水の浄化のために活用したとありますが、本来プールの水というのは、塩素を注入して塩素濃度をある程度確保することで、安全・衛生面を担保しているものだと思います。プールを利用する児童の目や口など、どうしても入ってしまいますよね。そういったものに効果が科学的に証明されていない菌を使うのは本当に安全なのか疑問が残ります。少なくとも法律では認めていないと思いますので、こういうことに対しては、ちゃんと水の浄化に対して厳しくしている法令に従って処理してほしいです。安直に、子供たちの安全性に関わることにに対して使用するというのは、いかがなものかなと感じました。

次に、30ページ下の電気使用量・燃料使用量の件なんですけど、これもコロナの影響で市役所都市としての活動が増えたということでの評価だと思いますが、その辺りのコメントがあった方が良くと思います。特に令和5年は、一応コロナは明けたという風潮ですので、目標達成できるとありがたいですが、この辺りについては少々不安です。また、32ページ中ほどのシステムの体系について、「継続的改善のプロセスを「EMS」として確立し、維持します。」と記載がありますが、EMSは、何の略なのかを含め、説明をお願いいたします。

33ページ目標の進捗状況の中で、環境配慮の推進の水道使用量の削減の部分で、かなりの削減数値になっています。こんなに達成できたのは、逆に言うと、何かそこにアイデアがあったのかなと思うので、達成できた原因を知ることができると面白いと感じました。

それから、36ページの不適合事項の中で、(2)空調機器の使用方法が不適切であると書いてありますが、ビル管理法の中では、以前は環境温度が17度から28度となっていました。そろそろ法律が改められて、18度から28度になりましたが、つい最近厚生労働省からも勧告が出ましたし、もう地球環境が変わってきていて、今までの制度を見直していかなくちゃいけない段階にきています。特に熱中症は、今はプールに入っているだけでも熱中症が起きると言われていて、現実にプールで熱中症になった十何人が病院へ運び込まれたという学校もありました。

会長 中田委員さんのご指摘、ご意見というのは、全体にもう少しコメントを書き込んでの方がよく理解されるということだと思いますので、ぜひそれは各担当部局の方と進めていただければと思いますし、それからいくつかご提案もございましたので、受け止めていただければと思います。事務局の方から、現時点で答えられることはございますか。

事務局 今すぐにお答えできるものはありませんが、22ページのEM菌に関しては、審議会のなかで意見をまとめていただいたものを、学校教育課へ共有したいと考えております。

金子委員 22ページのEM菌については、表現が少し分かり辛いのだと思います。EM菌をプール水の浄化のために活用したとありますが、プールを開設している期間に入れるのではなく、終わった後のプールの水をそのまま翌年まで抜かずにおいて、最終的にその水を抜いて掃除をして、次のプールを開設しますので、プールを閉じている間にEM菌を入れると、あおこがはがれやすくなるんですね。お風呂の掃除をすると水垢が張りついてると思いますが、浴槽に入れていただくと、ツルンと取れるのと同じです。プールに秋から冬にかけてEM菌を入れ寝かせておくと、5月～6月になってプール掃除をするときに、本当に綺麗に落ちて、ヘドロのにおいもありません。確かに、科学的な分析というのは出てないということで、疑わしいという声も勿論あります。ただ、EM菌をトイレなどにも活用して、一定の効果が上がってます。実際にお使いになっていただくとわかると思います。EM菌とは総称で、主に乳酸菌が主体になっていて飲んでも大丈夫というようなものなので、人体にも影響はありません。

春永委員 EM菌の特殊効果とされるのは光合成細菌で、中身の詳細に関しては恐らく専門的になるかと思いますが、実はEM菌については、特殊pHを調整しないと効果が出せず、ほとんどエビデンスがないというデータが数多く出ています。それについては今ここで議論するつもりはないのですが、教職員の環境研修がEM菌で良いのかということが、前回話し合われていた方向性でした。

金子委員 22ページの部分の表現が違う点と、教職員の環境研修事業の中の一つであるならば、十分だろうと思いますが、これだけであるとすると私も足りないと感じます。環境に対する学校ビオトープ事業についてであるとか、そういうことを研修していただきたいです。

会長 EM菌については、私も春永委員と同じ考えです。まずは、研修で扱うのに相応しい題材であるのかということから始めて、その上で、もう少し踏み込んだ先の話が出来れば良いと思います。エビデンスの有無は学校教育の場で使用されるものにおいて、大事な話かと思えます。

中田委員 子供たちが使用するプールの水に直接入れるということではないということでは、安心しました。ただ教職員の研修は、ひいては子供たちにその考えなどが伝えられるわけです。教育の場で子供たちに「EM菌というのはいいんだよ」と言えるかということ、少なくともそこまで安心して使えるものではないと私は思います。エビデンスがないことは肝に銘じておかなければ、何を学校で教えてるか分からなくなってしまいます。要するに衛生化学的なものを、なんでもかんでも詰め込んでいい訳ではないので、やはりちゃんと科学的に安心なことを伝えて、子供たちに覚えてもらうということが大事なのではないかと思えます。

会長
古谷委員

本日色々な意見が出たことを踏まえて、学校教育課とお話していただきたいと思います。

7ページ下部の1-3豊かな農地の保全と創造の①有機農業の促進環境保全型農業の推進について、第2次北本環境基本計画も後2年で終わってしまうわけなのですが、有機農業が全く取り組まれないまま終わってしまうことは、非常にもったいないと思っています。国の方でも、緑戦略の推進法という法律もできて、2050年までに有機農業の面積を25%にしようですか、農薬や化学肥料を削減しようという方針ができました。私は先日、栃木県である町の生き物調査を依頼されて行ってきたのですが、そこではみどり戦略に則った計画を立てて、有機農業の実験的な補助制度を作成していました。それまで有機農業はあまり関心が無かったけれども、ゼロから国の方針にのっとって進めていこうとする自治体が、全国各地で沢山あります。現在はさいたま市でも、有機農業の推進のために会議等で動いているところなんですけど、北本は環境に関心のある市民も多いですし、委員の周りにも農業を取り組んでおられる方もいますので、普及啓発からでも、ぜひ何かしらで取り組んでいただけたらなと思います。

それと、国の政策で言いますと、水田活用の直接支払交付金の支払い要件が変わりまして、今後5年間のうちに一度でも1ヶ月以上の水張りをするか、お米の作付を5年に1度はしなければ、水田活用の直接支払交付金がもらえないようになりました。北本市は荒川の河川敷に麦畑が多くありますが、あの一帯は、お米を作らずにずっと麦だけをやっていて、水を張っていない農地も多いんです。水田と麦の二毛作であれば良いですが、荒川の河川敷の麦作地帯が、今後、5年に一度も水を張らずに、またはお米も作らなければ、交付金がもらえなくなってしまいます。北本の荒川の河川敷にある農地は、恐らく国の土地が多いと思います。今後水を張ることがないまま、補助金対象から抜けてしまうと、農家が麦も作らなくなってしまうこともあり得るわけです。そうすると、農地の維持自体が厳しくなってしまうので、ぜひ国の制度が変わったということを伝えながら、なんとか水を張ってもらえるような働きかけをしてもらいたいです。

前回の審議会でも提案したんですが、麦作の後に8月～9月に田んぼに水を張って代かきをしておく、渡り鳥の生息環境として、生物多様性に大きく貢献する事ができます。栃木県小山市では、そのような取り組みに補助金を出しているわけですが、荒川の河川敷の麦作でも、この時期に水を張り環境を整えることで、麦の連作障害を防ぐことや、雑草の繁茂を防ぐことができます。農業にも生き物にも優しい取り組みが、北本市で取り組めたらとても良いと思うので、補助金制度が変わったことを機に、農家の方に、ぜひ水を張ってくださいと提案してもらいたいです。その効果の検証は、調査をすればすぐにわかることなので、それも併せて、ぜひ取り組んでもらえればと思いました。

会長
大変重要な提案でしたので、ぜひこれは伝えていただき、場合によっては古谷委員が直接関わりを持てるよう、やりとりの場を設けていただければと思います。

副会長
こういった提案は、どこにお話すれば良いのでしょうか。また、市の組織構造として、各農家にこういった情報を入れるための仕組みは、現状ではどうなっているのでしょうか。

事務局
制度改正については、所管部署である産業観光課が把握していると思いますが、伝える方法については、直接農家さんに1軒1軒伝えるというわけにもいかないのでは、恐らく農業団体等を通じて、アナウンスすることになると思います。ただ今いただきましたご意見については、産業観光課にお伝えします。

会長 今日のご意見は、担当部署に投げかけたうえで、再度お返ししていただきたいと思いますが、環境課の働きかけだけでは、やり辛いところもあるかと思いますが、今回話にあがっていた産業観光課、都市計画政策課、学校教育課とは、できれば我々審議会委員と話し合いの場を設けていただければ、大変ありがたいと思います。

北本市の環境基本計画は後3年で終わってしまいますが、まだ実現できていないことがいっぱいあるので、少しでも次に繋がられるよう、種をまきたいと思いますので、よろしく願います。それから、生物多様性保全行動指針のような目標値がない等ありますが、本来であれば、生物多様性地域戦略も作っていただければいいです。今年は環境省に動きがあり、埼玉県も、今地域戦略を作っています。県の地域戦略の現状の原案見ると、2030年に向けて生物多様性の損失を止め、そこから回復するというネイチャーポジティブの方針を、国も約束しています。そういう中で、30by30という陸域の30%を健全な生態系に担保しようとする目標があります。国の考え方にも少し思うところはありますが、いずれにしろ、そういった取り組みを率先してやるのが北本市です。

7月2日に北本の谷津がNHKの自然百景で特集されましたが、大変いい番組を作っていただけたように思います。他と比べると、圧倒的にいいものを持つ地域ですが、それを活かせていない、あるいは誰も意図的な操作はしてませんが、結果的になくなってしまうんじゃないか、という危惧は非常にあります。そうならないようにこの審議会での議論をぜひ生かして、環境課を含め、市役所は動いていただきたいです。私は様々な検討会や会議に参加していますが、この環境審議会が一番活発に意見が出ていると自信を持って言えます。それだけ思いを込めてきてると思いますので、ぜひ一つ、その思いを受けて動いていただければと思います。

吉田委員 一番最初にこの会議に参加させていただいて、こんなに紙の資料をいただける会議に参加したのは、何年ぶりかというのが、まず率直な感想でした。私の仕事の現場でも、数年前の会議ではそうだったと思う一方で、環境課の報告では紙の使用量を減らしていこうという部分もあったのに、審議会では遅れがあるというのが少々残念に思います。環境面を考えると、会議の進め方とまでは言いませんが、紙の資料から少しずつ改善していくことも必要ではないかと感じました。ただ資料としては非常に見やすく、進めるには重要だと改めて感じましたので、今後検討いただくと良いと思います。

会長 他に意見や質問もあるかと思いますが、閉会の時間が迫っておりますので、ひとまず年次報告書については以上とさせていただきます。本日の議題について、追加のご意見やご質問がある方は、後日事務局に直接ご意見をお寄せください。

また、本日出たご意見等に係るやり取りについては、今後、事務局と私の方に一任いただいてもよろしいでしょうか。

各委員 (異論なし)

会長 議事(2)その他について、事務局より願います。

(今後の予定について説明)

会長 何かご質問等がありますでしょうか。

副会長 最終的には年度末ということになるのですが、次の9月の審議会でのこの報告書が大体まとまるのでしょうか。

事務局 今回のご指摘やご意見を踏まえまして、年次報告書に関しましては、数字と整合性等修正してお示しの方をさせていただきますが、第2回の環境審議会におきましては、現在作成中の、地球温暖化対策実行計画区域施策編事務事業編を中心に、委員の皆様にご審議いただきたいと考えております。

会長 今後の予定として、生物多様性に関して言えば、地域戦略あるいは指針作りに向けて、庁内の職員向けの研修会を実施していただきたいです。職員の方々の理解を深めない限り、前に進まないと思います。10月の開催を予定しておりますが、新議員の皆さんには、開催内容等いずれご相談したいと思いますので、その際はよろしく願います。

それでは、本日の議事は、全て終了します。ご協力ありがとうございました。事務局へ進行をお返しします。

5 閉会

事務局 それでは最後に、副会長の方から閉会のあいさつをお願いいたします。

副会長 (副会長あいさつ)

事務局

ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第1回北本市環境審議会を閉会します。

議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和5年8月28日

会長

堂本泰幸